

介護保険に関する問い合わせ

●草加市役所 介護保険課

☎ 048-922-0151 (代表)
 ☎ 048-922-1414 (認定係)
 ☎ 048-922-1421 (給付係)
 ☎ 048-922-1376 (保険料係)
 ☎ 048-922-1032 (計画・指導係)
 FAX 048-922-3279

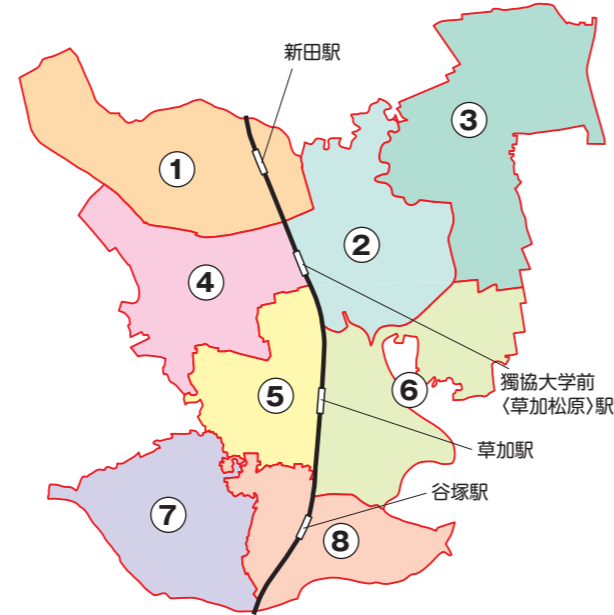
地域支援事業やその他 高齢者福祉サービスに関する 問い合わせ

●草加市役所 長寿支援課

☎ 048-922-2862 (地域支援係)
 ☎ 048-922-1281 (相談支援係)
 ☎ 048-922-1342 (長寿推進係)
 FAX 048-922-3279

地域包括支援センターマップ

■開所日時 毎週月曜日から土曜日
 午前9時から午後5時まで
 ■休所日 日曜、祝日、12月29日から
 1月3日、その他特別に休所
 する場合があります。



総合相談

●地域包括支援センター (お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。)

NO.	地域包括支援センター名	所在地	電話番号 (FAX)	担当地域
①	新田西部地域包括支援センター (クォーターヴィレッジ新田地域支援事業所内)	新善町6	048-946-0520 (048-946-0523)	新栄1~4、長栄1~4 清門1~3、新善町 金明町、旭町1~6
②	新田東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	松江1-1-32	048-932-6775 (048-932-6779)	八幡町、弁天1~6 中根1~3、松江1~4 栄町1~3
③	草加川柳地域包括支援センター (介護老人保健施設 翔寿苑内)	青柳8-51-13	048-932-7007 (048-931-0993)	青柳1~8、青柳町、柿木町
④	草加安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 草加園内)	苗塚町200-2	048-921-2121 (048-928-8989)	原町1~3、北谷1~3 北谷町、苗塚町、花栗1~4 小山1~2、松原1~5
⑤	草加西部地域包括支援センター (ケアステーション かしの木内)	草加4-5-1	048-946-7030 (048-942-7582)	草加1~5、西町、氷川町
⑥	草加東部・草加稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所 西うさぎ内)	吉町2-2-21	048-959-9133 (048-922-3801)	神明1~2、住吉1~2、手代1~3 中央1~2、高砂1~2、吉町1~5 稲荷1~6、松江5~6
⑦	谷塚西部地域包括支援センター (草加キングス・ガーデン介護相談センター内)	新里町989-1	048-929-0014 (048-929-5222)	柳島町、遊馬町、新里町 両新田西町、両新田東町 谷塚上町、谷塚仲町
⑧	谷塚中央・谷塚東部地域包括支援センター	瀬崎5-20-16	048-929-3613 (048-933-9380)	谷塚町、谷塚1~2 瀬崎1~7

よくわかる

介護保険

利用のてびき



草加市
令和3年4月発行

介護保険は高年者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです

介護保険は、介護が必要になっても、高年者が地域で安心して暮らしていくことを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるようにするために、40歳以上の方が、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。

高年者の皆さんが (1)自分の意志に基づき (2)能力を最大限に活かして (3)自立した質の高い生活を送るために、さまざまな介護サービスを効果的に利用していくことが大切です。一方で自分の状態に合っていないサービスや不必要なサービスを利用すると身体機能が衰えてしまい、かえって自分らしい自立した生活を送る妨げとなることもあるため、自ら健康の保持増進、能力の維持向上に努めることも重要です。

本書は、介護が必要な方が、費用の一部を負担して受けられる様々な介護サービスの利用の仕方を説明しています。

「どうすれば元気でいられるか」「どうすれば今より悪くならないか」「自分でできることは何か」を考え、一日一日をより充実した生活を送っていただくためにもぜひ本書をご活用ください。

○介護保険法

(平成九年十二月十七日)
(法律第百二十三号)

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

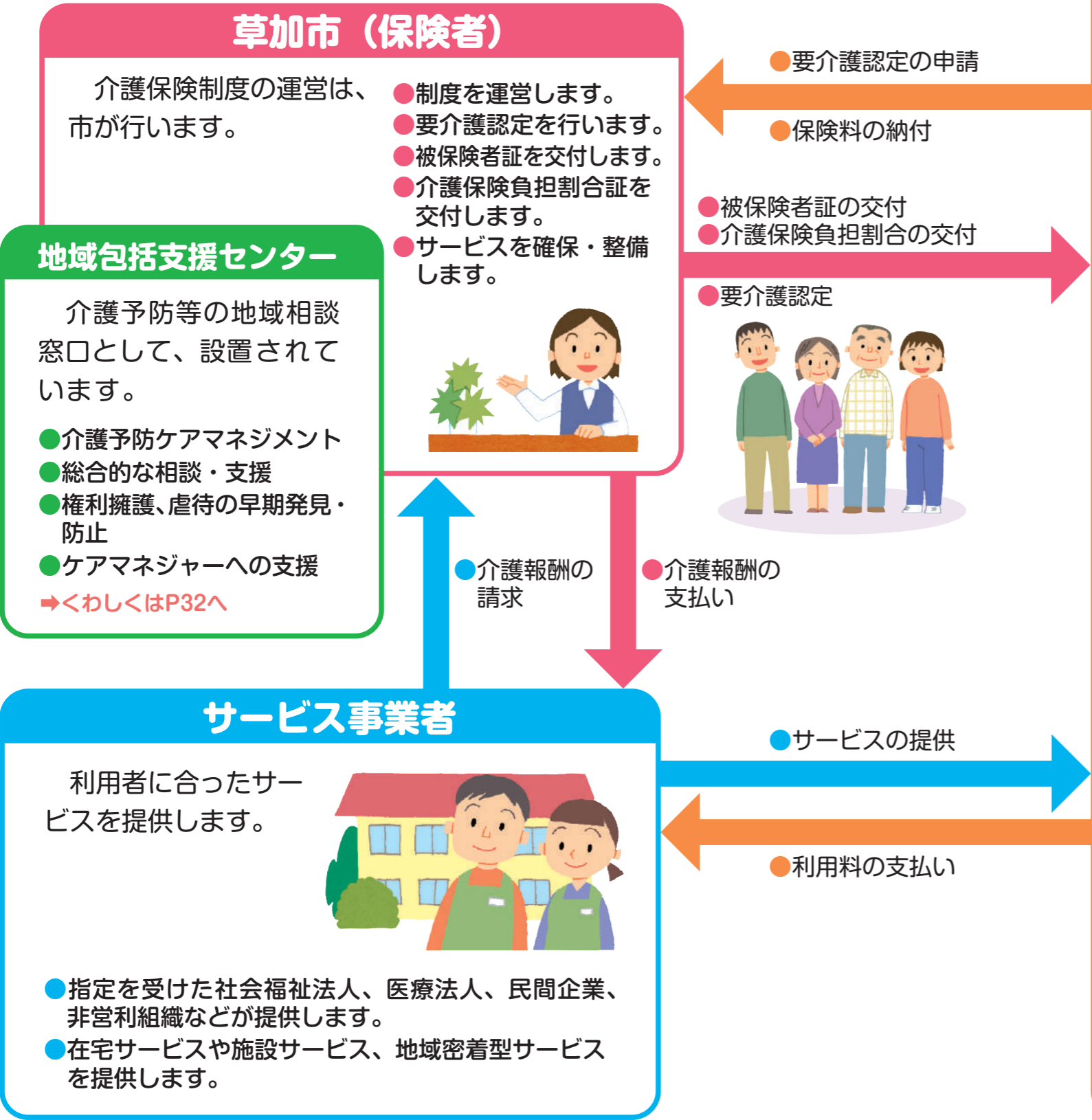
もくじ

介護保険のしくみ	みんなで支え合う制度です ……4	介護保険のしくみ
サービス利用の手順	申請から認定までの手順 ……6 介護（介護予防）サービスの利用のしかた ……8	サービス利用の手順
要介護1～5の方〈介護サービス〉	在宅サービス ……10 施設サービス ……14	介護サービス
要支援1・2の方〈介護予防サービス〉	介護予防サービス ……17	介護予防サービス
地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活続けるために ……20	地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入、住宅改修	生活環境を整えるためのサービス ……22	福祉用具、住宅改修
介護サービスの費用	サービスを利用したら費用の1～3割を負担します ……24	介護サービスの費用
地域支援事業	いつまでも自立した生活を送るために ……26 介護予防・日常生活支援総合事業 ……28 「地域包括支援センター」は高年者の総合相談窓口です ……32	地域支援事業
介護保険外のサービス	草加市の主な高年者在宅生活支援サービス ……36	介護保険外のサービス
介護保険料	社会全体で介護保険を支えています ……38 40～64歳の方の保険料 ……38 65歳以上の方の保険料 ……39 草加市独自の介護保険料減免制度 ……41	介護保険料
介護保険Q&A	介護保険Q&A ……42	Q&A

介護保険のしくみ

みんなで支え合う制度です

介護保険制度は、市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する方（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の方

サービスを利用できる方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

第2号被保険者 40～64歳の方

（医療保険に加入している方）

サービスを利用できる方

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

※特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、対象になりません。

特定疾病

- がん
（医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びびパーキンソン病
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の被保険者証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、介護保険被保険者証が交付されます。介護サービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱いましょう。

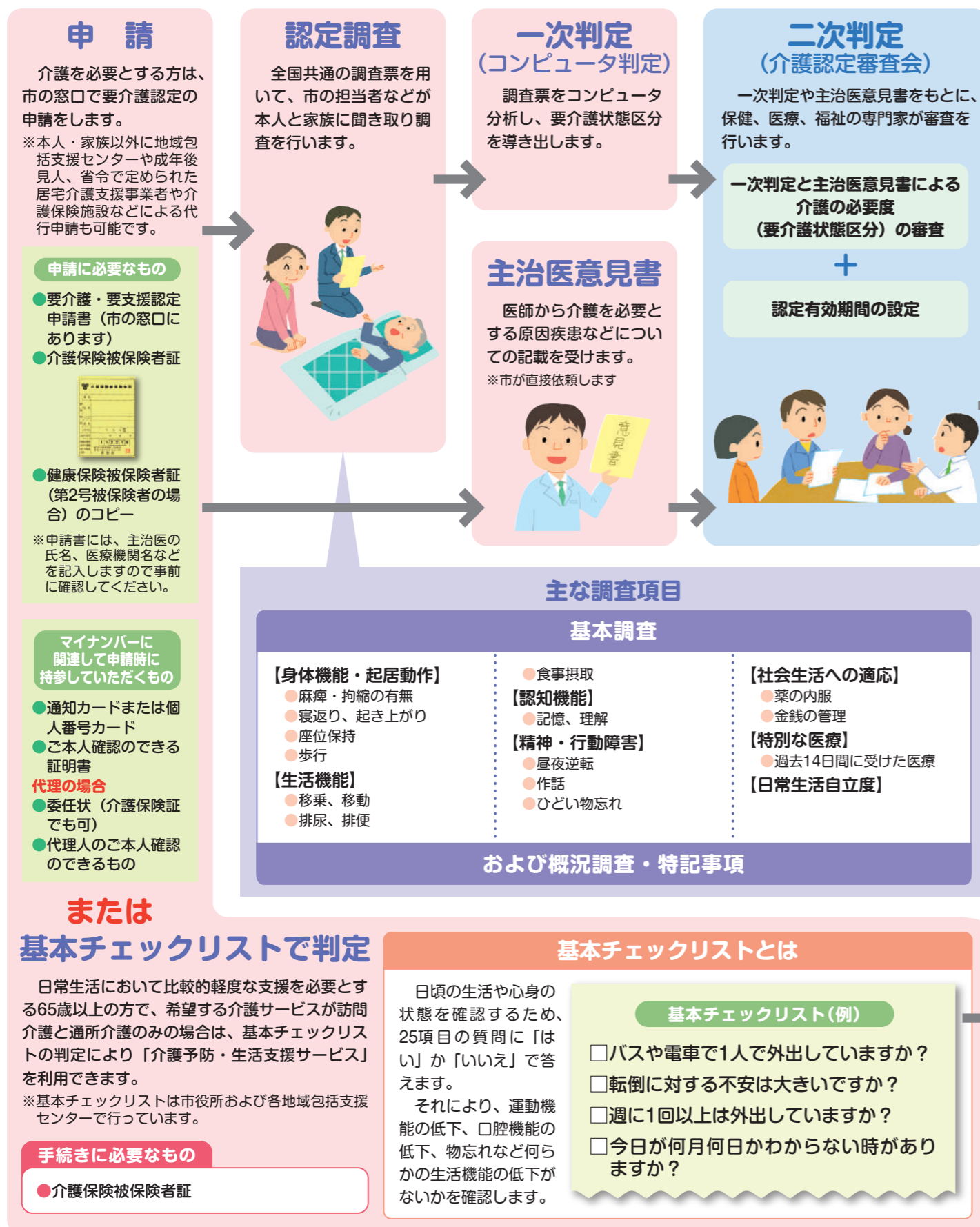
- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40～64歳の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている方には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの利用者負担の割合（1～3割）が記載されています。

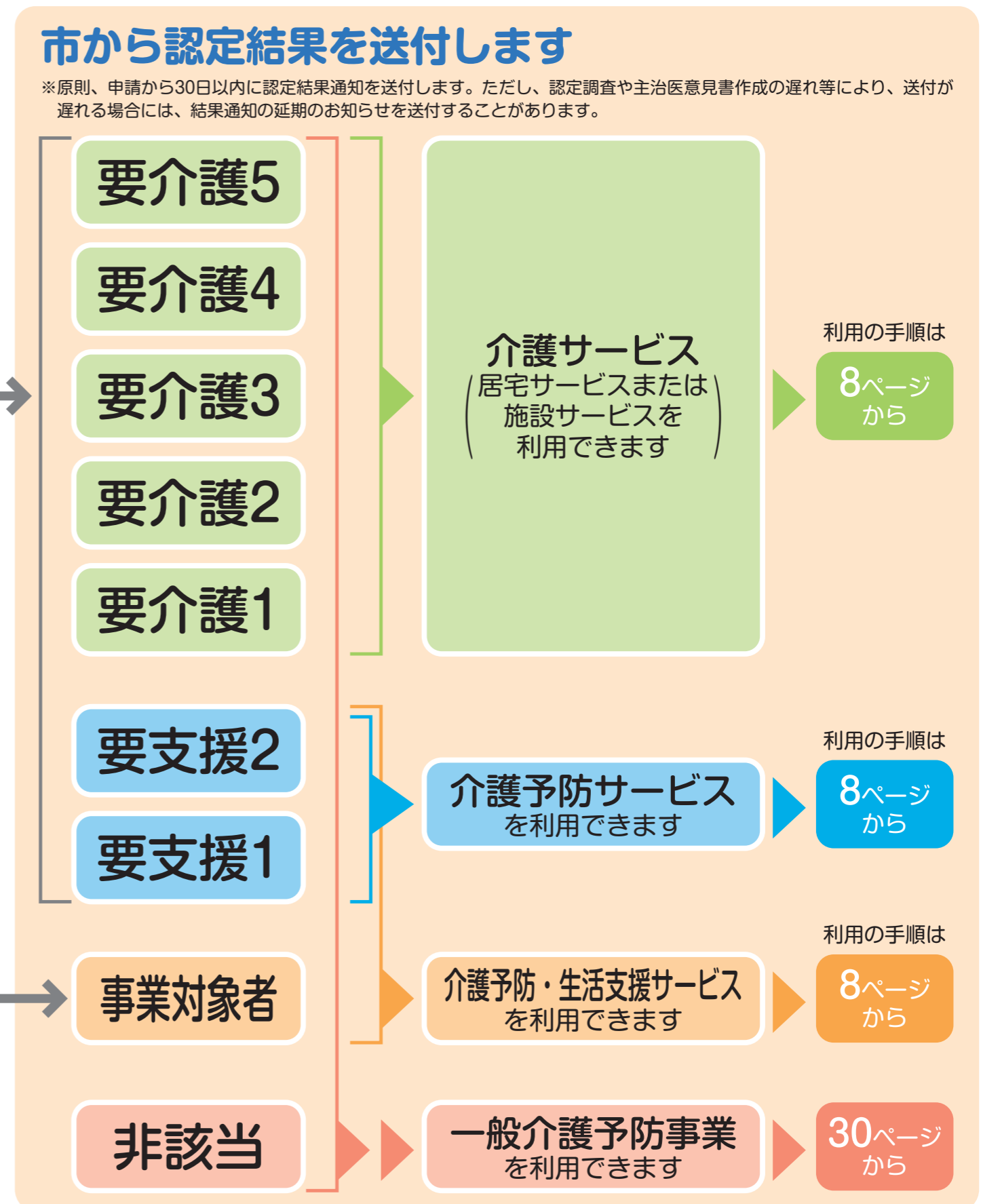
- 有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。

申請から認定までの手順



介護サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

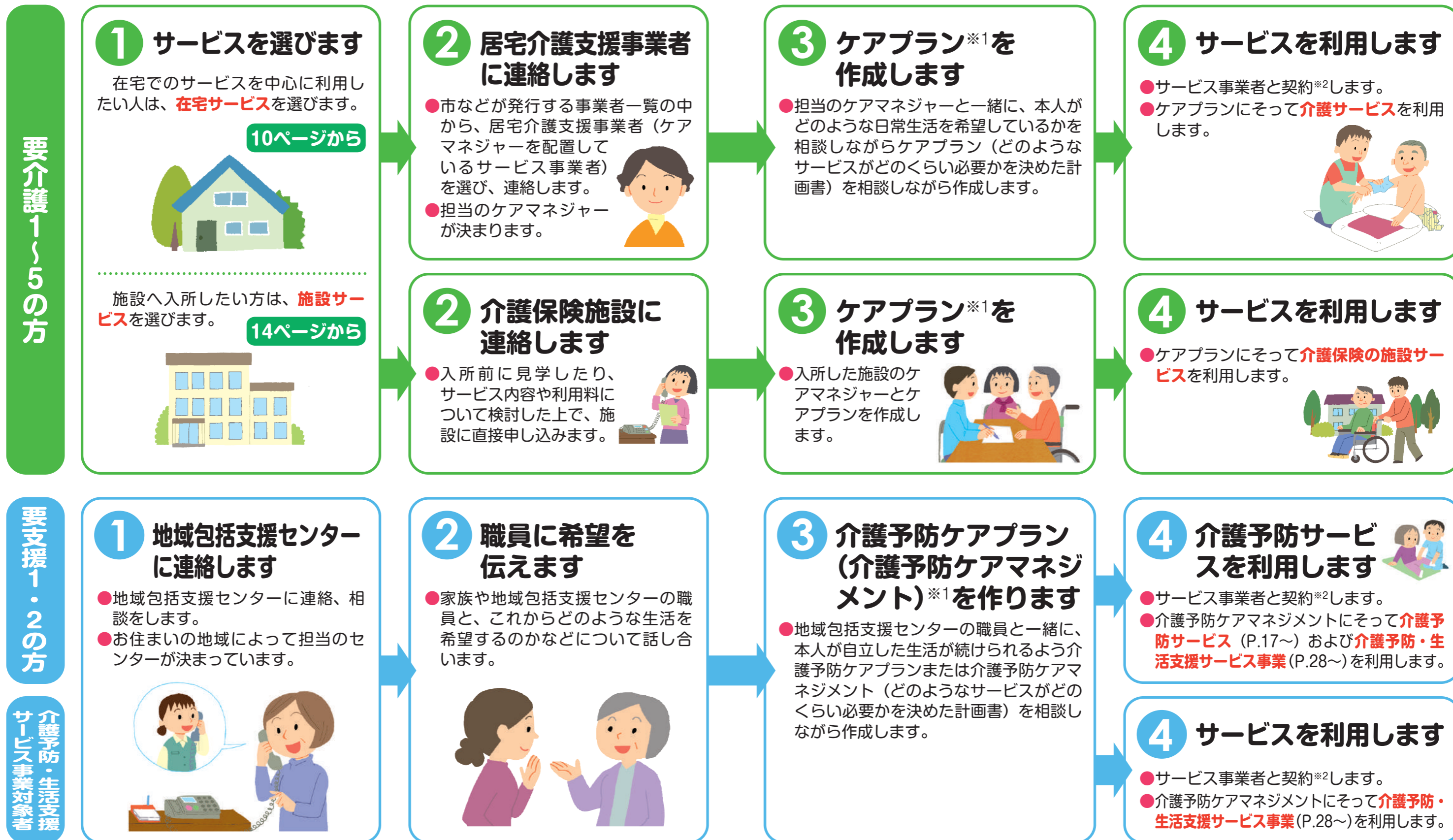
※介護認定申請後、認定の結果が出る前にサービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターへの相談が必要です。



介護（介護予防）サービスの利用のしかた

要介護1～5と認定された方は、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービス）
要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプラン

（介護サービス）を作った上で介護サービスを利用します。
（介護予防サービスの利用計画）を作った上で介護予防サービスを利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント）の作成は、利用者の負担はありません。
 ※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

在宅サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらい訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状況や介護する方の状況を考えて利用しましょう。

●令和3年4～9月は、すべてのサービスについて、基本の金額に0.1%の上乗せがあります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの生活援助や、排せつ介助や入浴などの身体介護を行います。



以下のサービスは
介護保険の対象とはなりません！

- 本人以外の家族のための家事
- 草むしりや花木の手入れ
- ペットの世話
- 洗車
- 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの
- 来客の応対
- 模様替え など

●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体せいしきの清拭
- 通院・外出等の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

※生活援助中心のサービスは、利用者が一人暮らしの場合や、家族に障がいや疾病等のある場合に利用できます。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆

身体介護中心	20分～30分未満	2,605円 (261円)	通院等乗降介助 (1回)	1,031円 (104円)
	30分以上1時間未満	4,126円 (413円)		
生活援助中心	20分～45分未満	1,906円 (191円)	※交通費にかかる費用は別途自己負担となります。	
	45分以上	2,344円 (235円)		

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

ホームヘルパーと看護師が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助を行います。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆

1回	13,129円 (1,313円)
----	------------------



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆

1回※	3,171円 (318円)
-----	---------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。



医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導をします。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆

医師の場合（月2回まで）	5,140円 (514円)
歯科医師の場合（月2回まで）	5,160円 (516円)
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	5,650円 (565円)
薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	5,170円 (517円)
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	3,610円 (361円)



訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、床ずれや点滴の管理など療養上の世話や診療の補助をします。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆

病院・診療所から	20分～30分未満	4,147円 (415円)
	30分～1時間未満	5,970円 (597円)
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	4,897円 (490円)
	30分～1時間未満	8,554円 (856円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。



◆一定以上所得者は2～3割負担（24ページ参照）

要介護1～5の方〈介護サービス〉

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための訓練が日帰りで受けられます。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆
 〈通常規模の施設の場合〉（7時間以上8時間未満の利用）

要介護1	6,726円	(673円)
要介護2	7,938円	(794円)
要介護3	9,201円	(921円)
要介護4	10,454円	(1,046円)
要介護5	11,728円	(1,173円)



※送迎を含みます。
 ※個別の機能訓練を行った場合や入浴等を受けた場合、別に費用が加算されます。食費、日常生活費は別途自己負担となります。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

●サービス費用のめやす（ ）内は自己負担1割◆
 〈通常規模の施設の場合〉（7時間以上8時間未満の利用）

要介護1	7,819円	(782円)
要介護2	9,266円	(927円)
要介護3	10,732円	(1,074円)
要介護4	12,457円	(1,246円)
要介護5	14,141円	(1,415円)



※送迎を含みます。
 ※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴等を受けた場合、別に費用が加算されます。食費、日常生活費は別途自己負担となります。

有料老人ホーム等の施設に入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練が受けられます。

●サービス費用のめやす（1日あたり）（ ）内は自己負担1割◆

要介護1	5,525円	(553円)
要介護2	6,203円	(621円)
要介護3	6,921円	(693円)
要介護4	7,579円	(758円)
要介護5	8,287円	(829円)

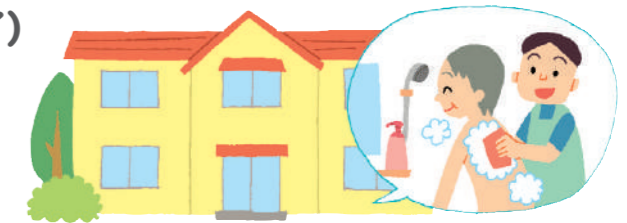


※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。
 ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

短期間施設に宿泊して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練が受けられます。



●サービス費用のめやす（1日あたり）（ ）内は自己負担1割◆
 〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

要介護状態区分	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	6,156円 (616円)	6,156円 (616円)	7,189円 (719円)
要介護2	6,869円 (687円)	6,869円 (687円)	7,892円 (790円)
要介護3	7,613円 (762円)	7,613円 (762円)	8,656円 (866円)
要介護4	8,325円 (833円)	8,325円 (833円)	9,379円 (938円)
要介護5	9,028円 (903円)	9,028円 (903円)	10,082円 (1,009円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療が受けられます。



●サービス費用のめやす（1日あたり）（ ）内は自己負担1割◆
 〈介護老人保健施設の場合〉

要介護状態区分	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	7,723円 (773円)	8,493円 (850円)	8,554円 (856円)
要介護2	8,205円 (821円)	8,996円 (900円)	9,027円 (903円)
要介護3	8,842円 (885円)	9,643円 (965円)	9,684円 (969円)
要介護4	9,386円 (939円)	10,177円 (1,018円)	10,239円 (1,024円)
要介護5	9,920円 (992円)	10,732円 (1,074円)	10,773円 (1,078円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

※従来型個室とは共同生活室（リビング）を併設していない個室
 ※多床室とは定員2人以上の個室ではない居室（いわゆる相部屋）
 ※ユニット型個室とは共同生活室（リビング）を併設している個室
 ※ユニット型個室の多床室とはユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室

◆一定以上所得者は2～3割負担（24ページ参照）

施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは利用者が介護保険施設へ直接行き、事業者と契約します。

※要支援の方は、施設サービスは利用できません。

生活全般での介護が必要な方

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。要支援、要介護1・2の方は原則利用できません。



●自己負担のめやす

利用者負担段階		ユニット型個室 ()内は令和3年7月までの金額です				多床室（相部屋） ()内は令和3年7月までの金額です				
		介護サービス費 (1割負担)◆	食費	居住費	合計	介護サービス費 (1割負担)◆	食費	居住費	合計	
住民税 世帯非課税者	世帯課税者	第4段階	24,000円	44,000円 (42,000円)	61,000円	129,000円 (127,000円)	22,000円	44,000円 (42,000円)	26,000円	92,000円 (90,000円)
	所得と年金収入の合計が120万円超	第3段階②	24,000円	41,000円 (20,000円)	40,000円	105,000円 (84,000円)	22,000円	41,000円 (20,000円)	12,000円	75,000円 (54,000円)
	所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下	第3段階①	24,000円	20,000円	40,000円	84,000円	22,000円	20,000円	12,000円	54,000円
	所得と年金収入の合計が80万円以下	第2段階	15,000円	12,000円	25,000円	52,000円	15,000円	12,000円	12,000円	39,000円
	高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	15,000円	10,000円	25,000円	50,000円	15,000円	10,000円	0円	25,000円

※いずれも1か月（30日）あたりの負担額のめやす。実際の負担額は地域によっても異なります。
※表中の「介護サービス費」は、要介護3で高額介護サービス費の払い戻し後の負担額。

在宅復帰を目指してリハビリを受けたい方

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。

●自己負担のめやす

利用者負担段階		多床室（相部屋） ()内は令和3年7月までの金額です				
		介護サービス費 (1割負担)◆	食費	居住費	合計	
住民税 世帯非課税者	世帯課税者	第4段階	27,000円	44,000円 (42,000円)	12,000円	83,000円 (81,000円)
	所得と年金収入の合計が120万円超	第3段階②	25,000円	41,000円 (20,000円)	12,000円	78,000円 (57,000円)
	所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下	第3段階①	25,000円	20,000円	12,000円	57,000円
	所得と年金収入の合計が80万円以下	第2段階	15,000円	12,000円	12,000円	39,000円
	高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	15,000円	10,000円	0円	25,000円



※いずれも1か月（30日）あたりの負担額のめやす。実際の負担額は地域によっても異なります。
※表中の「介護サービス費」は、要介護3で高額介護サービス費の払い戻し後の負担額。

病院での長期的な療養を要する方

介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションが受けられます。



●自己負担のめやす

利用者負担段階		多床室（相部屋） ()内は令和3年7月までの金額です				
		介護サービス費 (1割負担)◆	食費	居住費	合計	
住民税 世帯非課税者	世帯課税者	第4段階	36,000円	44,000円 (42,000円)	12,000円	92,000円 (90,000円)
	所得と年金収入の合計が120万円超	第3段階②	25,000円	41,000円 (20,000円)	12,000円	78,000円 (57,000円)
	所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下	第3段階①	25,000円	20,000円	12,000円	57,000円
	所得と年金収入の合計が80万円以下	第2段階	15,000円	12,000円	12,000円	39,000円
	高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	15,000円	10,000円	0円	25,000円

※いずれも1か月（30日）あたりの負担額のめやす。実際の負担額は地域によっても異なります。
※表中の「介護サービス費」は、要介護3で高額介護サービス費の払い戻し後の負担額。

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護が一体的に受けられます。

※2024年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。



●自己負担のめやす

利用者負担段階		多床室（相部屋） ()内は令和3年7月までの金額です				
		介護サービス費 (1割負担)◆	食費	居住費	合計	
住民税 世帯非課税者	世帯課税者	第4段階	30,000円	44,000円 (42,000円)	12,000円	86,000円 (84,000円)
	所得と年金収入の合計が120万円超	第3段階②	25,000円	41,000円 (20,000円)	12,000円	78,000円 (57,000円)
	所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下	第3段階①	25,000円	20,000円	12,000円	57,000円
	所得と年金収入の合計が80万円以下	第2段階	15,000円	12,000円	12,000円	39,000円
	高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	15,000円	10,000円	0円	25,000円

※いずれも1か月（30日）あたりの負担額のめやす。実際の負担額は地域によっても異なります。
※表中の「介護サービス費」は、要介護3で高額介護サービス費の払い戻し後の負担額。

要介護1～5の方〈介護サービス〉

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1～3割、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。



低所得の方が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は、申請により所得に応じた負担限度額までを自己負担し、超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

※通所サービスにおける食費負担は除く。

※給付を受けるには、市へ「介護保険負担限度額認定証」の申請が事前に必要です。

●負担限度額(1日あたり)【例】特別養護老人ホーム、短期入所生活介護を利用した場合
令和3年7月まで

利用者負担段階	預貯金等の状況	居住費等の負担限度額				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室		
第3段階	●生活保護受給者の方 ●高齢年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超の方	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円
第2段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円
第1段階		●生活保護受給者の方 ●高齢年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円

令和3年8月から

利用者負担段階	預貯金等の状況	居住費等の負担限度額				食費		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第3段階 ②	●生活保護受給者の方 ●高齢年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円	1,300円
第3段階 ①		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円	1,000円
第2段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円	600円
第1段階	●生活保護受給者の方 ●高齢年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円	300円	

※介護老人保健施設と介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

●住民票上世帯が異なる配偶者の課税状況、資産等の要件も勘案します。

要支援1・2の方〈介護予防サービス〉

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

●サービス費用のめやす

()内は自己負担1割◆

全身入浴	8,877円 (888円)
------	---------------



介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリを行います。

●サービス費用のめやす

()内は自己負担1割◆

1回※	3,171円 (318円)
-----	---------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。



◆一定以上所得者は2～3割負担 (24ページ参照)

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導をします。

●サービス費用のめやす ()内は自己負担1割◆

医師の場合(月2回まで)	5,140円 (514円)
歯科医師の場合(月2回まで)	5,160円 (516円)
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	5,650円 (565円)
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	5,170円 (517円)
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	3,610円 (361円)



介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす ()内は自己負担1割◆

訪問看護ステーションから(30分未満)	4,689円 (469円)	
病院・診療所から	20分～30分未満	3,970円 (397円)
	30分～1時間未満	5,751円 (576円)



※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、食事などの日常生活上の支援や生活機能向上のための訓練、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●サービス費用のめやす(1か月あたり) ()内は自己負担1割◆

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援1	21,207円 (2,121円)
要支援2	41,309円 (4,131円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。
※個別の機能訓練を行った場合や入浴等を受けた場合、別に費用が加算されます。

選択的サービス

運動器機能向上	2,324円 (233円)
栄養改善	2,066円 (207円)
口腔機能向上	1,549円 (155円)



選択的サービスが利用できます(通所系サービス)

介護予防通所リハビリテーションなどで提供される選択的サービスには、次のようなものがあります。利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせることもできます。

【運動器機能向上】

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

【栄養改善】

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食事方法や、食事作りなどをします。

【口腔機能向上】

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

有料老人ホーム等の施設に入居している方が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、食事・入浴などの介護や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

●サービス費用のめやす(1日あたり) ()内は自己負担1割◆

要支援1	1,869円 (187円)
要支援2	3,193円 (320円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。



短期間施設に宿泊して利用するサービス

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練が受けられます。

●サービス費用のめやす(1日あたり) ()内は自己負担1割◆

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

要介護状態区分	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	4,607円 (461円)	4,607円 (461円)	5,402円 (541円)
要支援2	5,733円 (574円)	5,733円 (574円)	6,704円 (671円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。



介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療が受けられます。

●サービス費用のめやす(1日あたり) ()内は自己負担1割◆

〈介護老人保健施設の場合〉

要介護状態区分	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	5,925円 (593円)	6,264円 (627円)	6,377円 (638円)
要支援2	7,404円 (741円)	7,887円 (789円)	8,031円 (804円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。



◆一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)

住み慣れた地域で生活を続けるために

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

※費用は施設の体制などによって異なります。
 ※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。



24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、決められた時間に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

●サービス費用のめやす (1か月あたり)
 () 内は自己負担1割◆

〈介護、看護一体型事業所の場合〉

	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	59,362円 (5,937円)	86,611円 (8,662円)
要介護2	105,950円 (10,595円)	135,303円 (13,531円)
要介護3	175,920円 (17,592円)	206,534円 (20,654円)
要介護4	222,539円 (22,254円)	254,602円 (25,461円)
要介護5	269,138円 (26,914円)	308,442円 (30,845円)

※要支援の方は利用できません。

小規模な通所サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

●サービス費用のめやす (1日あたり)
 (7時間以上8時間未満の場合)
 () 内は自己負担1割◆

要介護1	7,702円 (771円)
要介護2	9,109円 (911円)
要介護3	10,557円 (1,056円)
要介護4	11,995円 (1,200円)
要介護5	13,433円 (1,344円)

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

認知症の方向けの通所サービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高年者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が日帰りで受けられます。



●サービス費用のめやす (1日あたり)
 (7時間以上8時間未満の場合)

〈単独型の場合〉 () 内は自己負担1割◆

要支援1	8,873円 (888円)
要支援2	9,906円 (991円)
要介護1	10,247円 (1,025円)
要介護2	11,363円 (1,137円)
要介護3	12,478円 (1,248円)
要介護4	13,594円 (1,360円)
要介護5	14,709円 (1,471円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

※このサービスを利用している間は、一部の在宅サービス等は利用できません。



●サービス費用のめやす (1か月あたり)
 () 内は自己負担1割◆

要支援1	35,514円 (3,552円)
要支援2	71,772円 (7,178円)
要介護1	107,669円 (10,767円)
要介護2	158,234円 (15,824円)
要介護3	230,183円 (23,019円)
要介護4	254,045円 (25,405円)
要介護5	280,118円 (28,012円)

※食費、滞在費、日常生活費は別途自己負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスが受けられます。

●サービス費用のめやす (1か月あたり)
 () 内は自己負担1割◆

要介護1	128,484円 (12,849円)
要介護2	179,772円 (17,978円)
要介護3	252,713円 (25,272円)
要介護4	286,626円 (28,663円)
要介護5	324,217円 (32,422円)

※このサービスを利用している間は、一部の在宅サービス等は利用できません。
 ※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高年者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援1の方は利用できません。



●サービス費用のめやす (1日あたり)
 (1ユニットの場合) () 内は自己負担1割◆

要支援2	7,805円 (781円)
要介護1	7,846円 (785円)
要介護2	8,216円 (822円)
要介護3	8,452円 (846円)
要介護4	8,626円 (863円)
要介護5	8,811円 (882円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、食事・入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

※要支援、要介護1・2の方は原則利用できません。

●サービス費用のめやす (1日あたり)
 () 内は自己負担1割◆

要介護状態区分	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	8,246円 (825円)
要介護4	8,975円 (898円)
要介護5	9,674円 (968円)

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。

生活環境を整えるサービス

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 手すり（工事をとまなわないもの） | ③ 歩行器 |
| ② スロープ（工事をとまなわないもの） | ④ 歩行補助つえ |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品
（クッション・電動補助装置など） | ⑩ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む） |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
（離床センサーを含む） |
| ⑧ 特殊寝台付属品
（サイドレール、マットレスなど） | ⑫ 移動用リフト（つり具を除く）
※入浴用リフト（垂直移動のみ）、段差解消機、階段移動用リフトなども該当します。 |

⑬ 自動排せつ処理装置（尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1~3の方も利用できます）

●自己負担について

※レンタル費用の1~3割です。 ※用具の種類や事業者により金額は変わります。

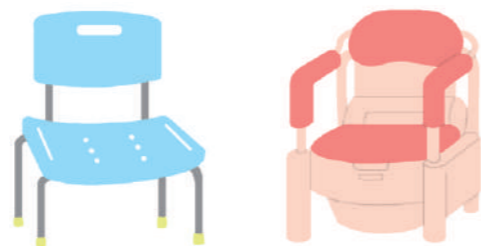
福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

下記の福祉用具を、指定された事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- 腰掛便座
- 特殊尿器（自動排せつ処理装置）の交換可能部分
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



●自己負担について

※はじめに利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市に申請すると、同年度（4月1日~翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9~7割が支給されます。（1~3割は自己負担）

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住宅改修

事前の申請が必要です

住宅改修費支給 （介護予防住宅改修費支給）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に費用が支給されます。自己負担は1~3割です。



〈介護保険の対象となる工事〉

- 手すりの取り付け ● 段差の解消
- 滑りの防止および移動しやすい床材への変更
- 引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他、各工事に付帯して必要な工事

●自己負担について

※事前に改修内容について市に申請します。20万円を上限に費用の9~7割が支給されます。（1~3割は自己負担）

※支給は、原則として現在の住宅に対して複数回の工事を行った場合でも、その合計金額の20万円までが上限となります。

※引っ越した場合や、要介護状態区分が3段階以上上がったときには、あらかじめ20万円の上限額が設定されます。

次の場合は対象とはなりません

- 新築、新設、増設の工事
- 申請前に既に着手、または完成している工事
- 介護保険被保険者証に記載されている住所以外での工事
- 住宅改修の効果が見込めない、または本人の使用見込みが不確定な工事
- 高齢者の身体的理由ではなく、単に老朽や破損を理由とする工事
- 高齢者の主たる生活範囲とは無関係な場所や身体的な生活障害とは無関係な工事

手続きの流れ

1 ケアマネジャーに相談

本人だけでなく家族ぐるみで話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーに相談します。

2 施工事業者の選択・見積もり依頼

3 市へ事前に必要書類を添付し、申請

4 工事の実施・完了／支払い（全額）

5 市へ完了届（領収書、改修後の写真添付）を提出

6 住宅改修費の支給（費用の9割~7割）



サービスを利用したら、費用の1～3割を負担します

介護保険サービスを利用するとき、原則として、**かかったサービス費用の1～3割**を利用者が負担します。

3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	「3割」に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の方 (住民税非課税の方、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)に応じて、利用できるサービス費用の上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する場合は自己負担は1～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分については、全額自己負担になります。

◆施設利用時の居住費(滞在費)、食費、日常生活費などは、全額自己負担となります。

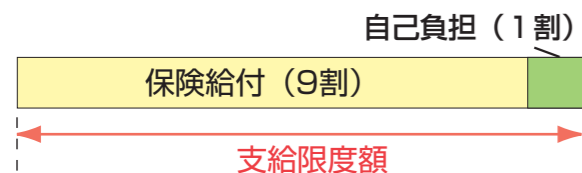
在宅サービスの利用限度額(1か月)

要介護度	利用限度額(1か月)	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者※/要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

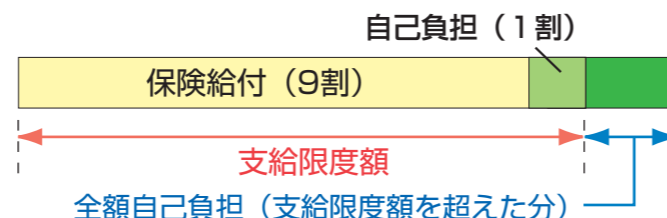
※事業対象者が現行相当のサービス(P.28、29)を利用した場合の限度額は、原則、要支援1と同様です。

- 上記の限度額に含まれない在宅サービス
・特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)・住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給)・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)
- 施設などに入所して利用するサービスには、上記の限度額は適用となりません。

◆上限の範囲内で利用したとき(自己負担1割の場合)



◆上限を超えて利用したとき(自己負担1割の場合)



自己負担が高額になったとき

●高額介護(介護予防)サービス費支給制度

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担(1～3割)が高額になった場合は、1か月の自己負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合算)して、上限額(下表参照)を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

●自己負担限度額(月額)

令和3年7月まで

区分	限度額
住民税課税世帯	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
●高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円

令和3年8月から

区分	限度額
住民税課税世帯	140,100円
年収約1,160万円以上の方	140,100円
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
●高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1～3割の自己負担を合計します。
- 介護予防・生活支援サービス事業の現行相当のサービスにも同様の支給制度があります。

●高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内(※1)で、医療費と介護サービス費両方の自己負担があり、1年間(8月1日～翌年7月31日)の自己負担額(※2)の合計が世帯の自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、申請することにより超えた分が支給されます。

(※1) ここでいう「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、7月31日時点での加入医療保険ごとの世帯になります。夫婦であっても、一方が後期高齢者医療、もう一方が国民健康保険である場合など、医療保険が異なる場合は合算できません。

(※2) 介護保険適用外の費用や、「高額療養費」「高額介護サービス費」として支給された分は、自己負担額から除きます。

●高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月間)

所得(基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方	所得区分	70歳以上の方
901万円超	212万円	現役並所得者 課税所得690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般(住民税課税世帯)	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者 低所得者Ⅱ(Ⅰ以外の住民税非課税世帯)	31万円
		低所得者Ⅰ(世帯の各収入から必要経費・控除(年金収入のみの場合80万円)を差し引いたとき0円になる世帯)	19万円

※介護予防・生活支援サービスの現行相当サービスにも同様の支給制度があります。

草加市介護保険サービス利用者負担補助制度(所得が低い方への草加市独自の負担軽減制度)

保険料所得段階が第1段階のうち、生活保護受給者以外の方、第2段階及び第3段階の方を対象に、居宅サービス(住宅改修・福祉用具購入を除く)を利用する場合の自己負担や、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合の利用者負担(食費・居住費等を除く)1割分について、右表の割合を補助します。

※介護予防・生活支援サービスについては、現行相当サービスのみが対象となります。

所得段階	対象者の条件	居宅サービス利用時の補助割合	介護老人福祉施設利用時の補助割合
第1段階	住民税非課税世帯で老人福祉年金受給者の方	70%	70%
	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	50%	25%
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円超の方		

いつまでも自立した生活を送るために

要支援・要介護状態になるのをできるだけ防ぐとともに、要介護状態になった場合にも可能な限り自立した生活が続けられるよう支援を行っています。

介護予防・日常生活支援総合事業

28ページから

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、既存の介護保険事業者が提供する介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスに加え、NPO法人、民間企業や住民によるボランティアなどによる生活支援のサービスが提供されます。

- 対象者**
- ① 要支援認定を受けた方
 - ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
※基本チェックリストについては、P.6を参照してください。

事業名	内容
訪問型サービス	事業者による従来の介護予防訪問介護相当サービスやNPO法人、民間企業やボランティアによる主に掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う多様なサービスがあります。
通所型サービス	事業者による従来の介護予防通所介護相当サービスやNPO法人やボランティアによる主に閉じこもり予防などに配慮し、体操やレクリエーションを行う多様なサービスがあります。

一般介護予防事業

地域の人と人のつながりを通じて、生きがいや役割を持って、いきいきとした生活を過ごすことができるよう、生活機能の低下を防ぎ、日常生活の活動を高める介護予防事業を行います。

- 対象者** 65歳以上（第1号被保険者）のすべての方、及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

包括的支援事業

32ページから

地域包括支援センター がさまざまな相談にのります。

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 総合相談支援
- ③ 権利擁護・虐待早期発見・防止
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント
- ⑤ 認知症施策の推進

在宅医療・介護連携推進事業

認知症総合支援事業

- ① 認知症地域支援推進員が相談に応じます
- ② 認知症カフェを実施します（オレンジカフェ）
- ③ 認知症サポーター養成講座を開催します
- ④ 認知症ガイドブックを配布し、普及啓発を行います

生活支援体制整備事業

地域住民の高年者がいきいきと暮らし続けられるよう、住民の方が主体となって助け合い・支え合い活動ができる地域づくりを、生活支援コーディネーターがお手伝いします。

- 生活支援コーディネーターへの問い合わせは
社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
住所：草加市松江一丁目1番32号
電話：048-932-6770 FAX：048-932-6779
Mail：livewell@soka-shakyo.jp
時間：午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）



気軽に集まれる居場所を作りたいな！

地域の活動に参加したいな！

人の役に立ちたい！

地域のつながりを
コーディネートします。
地域の声をおしえてください。



生活支援
コーディネーター

任意事業

35ページ

草加市では、任意事業として現に自宅で介護している家族の支援をはじめとした、各種支援を行っています。（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設入所者は任意事業の対象者から除きます。）

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** へ移行しました。
- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス** **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- 基本チェックリストによる事業対象者は、**介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用できます。

訪問系のサービス

介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）、生活援助（食事の準備や調理等）を行います。

利用回数 週1回～（地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。）

利用料 月額制で、利用回数により異なります。

● **サービス費用のめやす**（1か月あたり）（ ）内は自己負担1割◆

週1回程度の利用	12,253円 (1,226円)
週2回程度の利用	24,476円 (2,448円)
週2回程度を超える利用（要支援2のみ）	38,835円 (3,884円)



訪問型サービスA

主に市の研修を受けた従事者等が訪問し、買物、調理、掃除、洗濯、布団干しなどを行います。

● **サービス費用のめやす**（1回あたり）（ ）内は自己負担1割◆

20分未満	1,000円 (100円)
20分以上40分未満	1,500円 (150円)
40分以上	2,000円 (200円)



訪問型サービスB

住民主体の自主活動として行う、ゴミ出しや買物などの生活援助です。（原則無料です。ボランティア団体により、実施地域、実施内容は異なります。）

通所系のサービス

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

利用回数 週1～2回
地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。

利用料 月額制で、利用回数により異なります。

● **サービス費用のめやす**（1か月あたり）（ ）内は自己負担1割◆

週1回程度の利用（要支援1、事業対象者※）	17,171円 (1,718円)
週2回程度の利用（要支援2、事業対象者※）	35,205円 (3,521円)

※事業対象者は本人の状態によって利用回数異なります。



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・運動器機能向上 231円/月
・栄養改善 206円/月
・口腔機能向上 154円/月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所型サービスA

通所介護施設（デイサービスセンター）などで、運動やレクリエーションを行います。閉じこもりや活動量の低下を予防する活動を行います。

● **サービス費用のめやす**（ ）内は自己負担1割◆

1回あたり	3,200円 (320円)
-------	---------------

※食費、日常生活費は別途負担となります。



通所型サービスB

住民が主体となって、体操やレクリエーション等を行う活動の場です。閉じこもりや活動量の低下を防ぎます。（原則無料です。お茶代等は実費負担となります。）

通所型サービスC（ホップ教室）

保健・医療専門職が生活機能を改善するための運動、栄養、口腔、認知機能の介護予防プログラムを実施します。（利用料は原則無料です。教材費等は別途負担となります。）

介護予防・生活支援サービス事業の費用

介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスの利用者負担は、介護予防サービスの費用の基準に準じます。また、自己負担は1割から3割です。利用限度額や高額介護サービス費に関しても、介護保険制度に準じます。（P.24、25）

一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）

生活機能の低下を防ぎ、日常生活の活動を高め、要介護状態になることを予防するため、体操教室や介護予防に関する教室を開催します。

市では、「住み慣れた地域でいつまでも元気に」を目指して、「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」をそれぞれの生活機能に合わせた介護予防事業を開催します。

ホップ

生活機能が低下しており、通所型サービスCや現行相当の介護予防サービスの利用により、生活機能の低下を防ぎ、維持・改善が必要な方。
（利用に当たっては、要支援認定や事業対象者の資格が必要です。通所型サービスBを除く）

ステップ

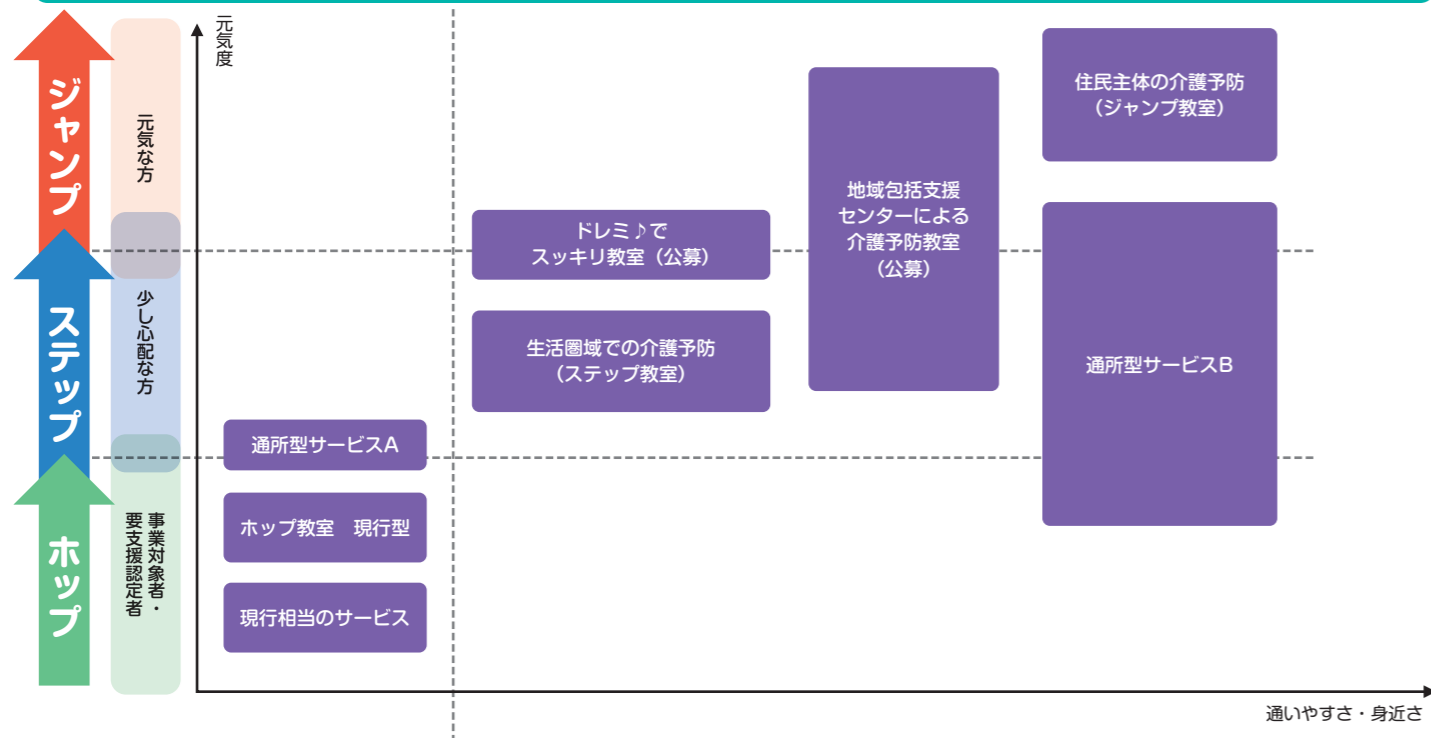
生活機能の低下が懸念され、体操教室などの参加により、生活機能の維持・向上が必要な方。
（教室により、申込条件がありますが、原則65歳以上の方であれば参加できます。）

ジャンプ

自立した生活を送っており、主に住民主体の体操教室などに参加することにより、生活機能の維持が可能な方。
（教室により、申込条件がありますが、原則65歳以上の方であれば参加できます。）
※「生活機能」とは、運動機能、栄養機能、口腔機能、認知症機能等、自立した生活を維持するための能力

草加市が目指す介護予防

住み慣れた家・地域で自分らしく生活をしていく。



市や地域包括支援センターが実施する事業

ステップ教室

●比較的运动強度の低い体操を実施し、運動等の習慣をつけ、生活機能の維持・向上を行う体操教室です。

ドレミ♪でスッキリ教室（公募）

●市内の公民館等で、音楽と軽体操を取り入れた認知症予防のための教室です。

地域包括支援センターによる介護予防教室（公募）

●地域包括支援センターが主体となり、主に、圏域内の地域住民に向けての介護予防の事業です。

住民主体の介護予防教室

ジャンプ教室

●体操教室の運営から講師まで、住民の方が主体で行う体操教室です。
ジャンプ教室の実施に当たっては、市の後方支援があります。

▶プレジャンプ教室

●ジャンプ教室の開催を検討している団体に対して、講師を派遣し、体操教室を体験できます。（最大8回まで）

▶リーダー養成講座

●体操教室を実施するに当たり、教室のリーダーになる方に対して、体操指導などを行います。

▶専門職の講師派遣

●ジャンプ教室を実施している団体に対し、専門職（リハビリテーション職〔理学療法士など〕、栄養士、歯科衛生士）を派遣します。体操指導、栄養講話、歯科講話などのプログラムがあります。（年2回まで）

パリポリ君健康体操

- パリポリ君健康体操は、誰でもできる体操で、かつ、介護予防の効果がある体操です。
- 体操の内容は、草加市リハビリテーション連絡協議会（理学療法士などの専門職）、地域包括支援センター、草加市で共同で考えました！
- 草加市で配布しているDVD（数に限りがあります。）や下記の2次元コードから無料で確認できますので、是非ご利用ください！



<パリポリ君健康体操の2次元コード>

お手持ちのスマートフォンなどで2次元コードを読み込んでいただくと動画配信サイト「YouTube」で体操の映像が無料（※）で見られます。

※通信料は別途がかかります。

「地域包括支援センター」は 高年者の総合相談窓口です

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高年者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が主体となり「地域包括支援センター」が設置されています。ここでは、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめ、地域で暮らす高年者の保健、介護、福祉、医療など総合的な支援が行われています。



地域包括支援センターが行う主な事業

■ 地域の高年者への総合的な支援（包括的支援事業）

- 介護予防ケアマネジメント
介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行います。
- 総合相談支援
介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。
- 権利擁護、虐待早期発見・防止
高年者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。
- 包括的・継続的ケアマネジメント
ネットワーク構築や、ケアマネジャーへの支援や助言などを行います。

公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職員による「地域包括支援センター等運営協議会」が運営に関わるのも、大きな特徴です。

地域包括支援センター等運営協議会

- ① 医師会等 ② 知識経験者 ③ 市民団体
 - ④ 民生委員 ⑤ ボランティア団体 ⑥ 被保険者の代表
- 上記から選ばれた委員で構成されています。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高年者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市では、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供していく体制を構築・推進します。

● 家で療養を続けるために様々なサポートを活用しましょう！

- 訪問歯科医による診察**
虫歯の治療や口腔ケア、入れ歯の調整などを行います。
- 訪問診療**
医療機関と同じような診察や治療を自宅や施設に伺って行います。
- 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士による訪問リハビリ**
体の状態に合わせてリハビリテーションを行います。
- 訪問看護師**
医師の指示に基づき医療処置、健康状態（血圧・体温・脈拍等）の確認などを行います。
- ホームヘルパー（訪問介護士）**
入浴・排泄・食事等の身体介護、料理・洗濯等の生活援助を行います。
- 薬剤師による訪問**
薬の飲み方や副作用、管理の方法などの相談にのります。
- ケアマネジャー（介護支援専門員）**
一人ひとりに合った介護サービスが受けられるように計画を立てます。

その他にも、**管理栄養士**、**病院の主治医**、**保健師**、**医療ソーシャルワーカー**、**ボランティア** などがいます

訪問してくれるお医者さんの情報は……

在宅医療相談窓口「在宅医療サポートセンター」で確認できます 一般社団法人 草加八潮医師会 在宅医療サポートセンター

- 場 所** 草加市保健センター内1階（草加市中央1-5-22）
- 電話番号** 048-959-9972
- F A X** 048-959-9982
- 相談時間** 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

こんな時ご相談ください

- ◆ 自宅で看取りたい
- ◆ 寝たきりや認知症で通院ができない
- ◆ 退院後のご自宅での生活が心配
- ◆ 眼科や皮膚科などの往診医を探したい など

認知症総合支援事業

認知症の方が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の方やそのご家族の方等への相談支援や、認知症についての普及・啓発活動などの取り組みを行っています。

① 認知症ガイドブックをご活用ください

内容 認知症についての基礎知識や認知症の状態に合わせて利用できる制度や草加市のサービスをまとめた認知症ガイドブックを市役所や地域包括支援センターで配布しています。草加市のホームページからダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



② 認知症地域支援推進員が相談に応じます

内容 認知症について気になることやお困りごとがありましたら、市役所やお住いの地域包括支援センターの認知症地域支援推進員にご相談ください。認知症地域支援推進員は相談の内容に応じて、必要な医療や介護等のサービスが受けられるように、関係機関のご案内や連絡調整などを行います。

③ 認知症カフェを実施します（オレンジカフェ）

内容 認知症の方やその家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の方やその家族、支援者、地域住民、医療・福祉専門職等が集う場を提供し、認知症の方を支える家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症に対する正しい理解や適切な対応についての普及啓発を行います。

対象者 ■市内に住所を有している認知症の方やその家族または支援者（家族または支援者は、市内に住所を有している必要はありません）
■認知症に関心のある地域住民
■医療・福祉専門職等

費用 会場によって異なりますので、広報等でご確認ください。

開催場所・開催日時 開催前に広報そうかに掲載しますので、ご確認の上、当日、会場におこしください。

④ 認知症サポーター養成講座を開催します

内容 認知症サポーターとは、認知症を理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る支援者のことです。認知症サポーターになるには、病気の理解、認知症の方への接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座（概ね90分）の受講が必要になります。

対象者 草加市在住・在勤・在学の方

受講方法 開催前に広報そうかに掲載しますので、ご確認の上申込みをしてください。

費用 無料

⑤ 認知症初期集中支援チームが認知症の困りごとをサポートします

内容 医療や介護の複数の専門職が、認知症または認知症の疑いのある方や家族の自宅を訪問し、必要に応じ、医療機関への受診や介護サービス利用のサポート、家族への支援などを行います。まずは、お住まいの地域包括支援センターにお問い合わせください。

任意事業

草加市では任意事業として自宅で現に介護している家族の支援をはじめとした、各種支援を行っています。（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設入所者は任意事業の対象者から除きます。）

① おむつ支給事業

対象者 65歳以上で要介護3～5と認定され、本人が住民税非課税（介護保険料の所得段階が第1段階から第5段階）の方のうち、常時ねたきり状態であると認められる方、または重度の認知症により常時排せつの介助を必要とする方

内容 月1回決められた枚数を無料で支給します。



② あんしん見守りネットワーク事業

対象者 65歳以上のひとり暮らし、かつ発作性の疾患があり、緊急時に電話で通報することが困難な方や常時ねたきり状態にある高齢者、またはこれに準ずると認められる方を介護している高齢者のみの世帯等で、日常生活を営むのに支障がある方

内容 援護が必要な方に緊急通報装置を貸出し、利用者の家庭内で急病や事故等が発生した場合、速やかに援助が受けられるよう、通報手段の確保や緊急連絡先への連絡等を行います。利用料は無料です。



③ 認知症高齢者位置情報探索事業

対象者 65歳以上の認知症高齢者で外出時に道が分からなくなり、自宅に帰宅することが困難になったことがある方やその家族

内容 認知症高齢者が行方不明になったときに、早期に発見できるよう小型軽量の探知機を貸与します。利用料は月額340円です。

④ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

対象者 65歳以上の認知症高齢者で日常生活自立度がⅡa（日常生活に支障をきたしても、誰かが注意していれば自立できる状態）からⅢa（日中を中心に日常生活に支障をきたし、介護を必要とする状態）の方やその家族

内容 やすらぎ支援員が家庭を訪問し、見守りや話し相手になり、家族の介護負担軽減を図ります（派遣回数に限度あり）。利用料は無料です。



⑤ 医療・救急情報管理システム事業（救急ネット）

対象者 65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方で、持病のため通院中で、現に医療機関から処方された薬を服用しており、健康上不安がある方

内容 事前に医療情報等を登録し、救急搬送が必要な時にその情報をもとに救急隊が状況に応じた活動を行います。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

対象者 65歳以上で主に認知症や障がいなどにより日常生活において判断能力が不十分になった方

内容 成年後見制度に関する相談を行います。また、身寄りがなく申立てをする親族がない場合は、家庭裁判所に市長申立てを行います。

主な高年者在宅生活支援サービス

問い合わせ先 (①～⑥) 長寿支援課 相談支援係

① 配食サービス

対象者 65歳以上のひとり暮らし高年者、高年者のみの世帯等で、自ら買い物等の外出や食事の調理が困難であり、かつ他の方から食事の提供が受けられない方

内容 1日1回昼食または夕食を配達し、利用者の安否を確認します。(一部、自己負担あり)

② 高年者・障がい者・障がい児移送サービス

対象者 要介護3から要介護5の認定を受けている方のうち、常時ねたきりまたは車いすを利用して状態(10分以上の座位が保てない)にあり、外出時に車いす専用車やストレッチャー専用車(寝台車)等の移動手段を必要とする方

内容 病院や福祉施設への移送にかかる費用の負担を軽減します。移送料金(上限月額20,000円)の1割が本人負担になります。

③ 訪問理容サービス

対象者 65歳以上で常時ねたきり状態等にある方

内容 理容師さんが自宅を訪問して調髪等を行います。(年度中6回まで)
(住民税課税者は1回当たり2,000円を負担。非課税者は無料)

④ 日常生活用具給付

対象者 65歳以上の低所得のねたきり高年者、ひとり暮らし高年者

内容 (1) 火災警報器 (2) 自動消火器 (3) 電磁調理器 を所得に応じた費用負担で給付します。



⑤ ねたきり老人手当

対象者 65歳以上で疾病等により常時ねたきり状態、または重度の認知症(日常生活自立度がⅢb以上)により常時介護が必要な状態が6か月以上継続している方(特別養護老人ホーム等の施設入所者は除く。)

内容 月額5,000円を支給します。

⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

対象者 65歳以上の常時ねたきり状態、または重度の認知症により寝具の衛生管理が困難な方

内容 寝具の水洗い・丸洗い・乾燥を定期的に無料で行います。(年度中4回まで)

⑦ おしゃべりボランティア

対象者 60歳以上の在宅のひとり暮らし高年者(日中独居を含む)または高年者のみの世帯

おしゃべりボランティア支援員を派遣し、見守りや話し相手となることにより、孤独感や不安感の解消を図ります(派遣回数に限度あり)。利用料は無料です。

詳しくは実施先にお問い合わせください。

実施先	住所	電話(FAX)
草加市社会福祉協議会 地域福祉課	草加市松江 1-1-32	048-932-6772 (048-932-6779)

⑧ 総合福祉センター「であいの森」/高年者福祉センター「ふれあいの里」

対象者 60歳以上の草加市民の方

高年者の余暇の活用や、利用者相互のふれあいの場、レクリエーションの場として利用できます。各施設へは無料のバスが出ています。

●主な事業内容

- (1) 入浴 ※費用は無料です。
- (2) 各種の趣味教養・健康講座
- (3) レクリエーション(カラオケ・囲碁・将棋・卓球など)
- (4) すこやかクラブ・サークル活動
- (5) 研修室等の貸出
- (6) 生活、健康などに関する各種相談

詳しくは各施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話(FAX)
であいの森	柿木町261-1	048-936-2791 (048-936-2792)
ふれあいの里	新里町106-6	048-920-6222 (048-920-6251)



※高年者福祉センター「ふれあいの里」の入浴サービスにつきましては、浴室の漏水対応のため、当面の間休止いたします。

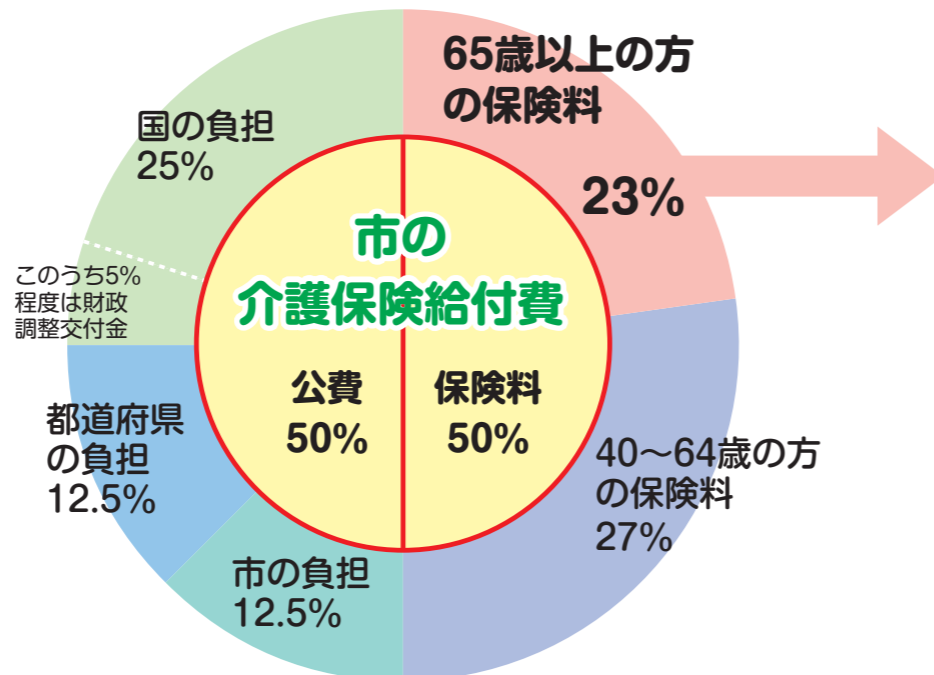
社会全体で介護保険を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



介護保険の財源(利用者負担分は除く)

※サービス・事業内容によって財源割合が異なります。



65歳以上の方の保険料



65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

所得に応じた負担になるように、11段階の保険料に分かれます。(令和3~5年度)

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●住民税非課税世帯で老齢福祉年金※1受給者 ●住民税非課税世帯で前年の課税年金収入※2と合計所得※3の合計額が80万円以下の方	基準額×0.30	19,440円
第2段階	住民税非課税世帯で前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.42	27,210円
第3段階	住民税非課税世帯で前年の課税年金収入と合計所得の合計額が120万円超の方	基準額×0.70	45,360円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円以下の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額×0.87	56,370円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円超の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	77,760円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	84,240円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	97,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	110,160円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.85	119,880円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×2.00	129,600円

40~64歳の方の保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

決まり方

納め方

国民健康保険に加入している方



世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

※詳しくは国民健康保険担当窓口を確認してください。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分と介護分を合わせて世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している方



健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

※詳しくは職場の医療保険担当窓口を確認してください。

医療分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

※40~64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

●年間保険料額の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切捨てとなります。

※1 老齢福祉年金を受給できる方は、原則として明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方です。

※2 課税年金収入金額とは、老齢(退職)年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。

※3 合計所得金額とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし土地売却等に係る長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を算定に用います。第1段階から第5段階の方については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行います。

※4 合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合は、これらの合計額から10万円を控除した金額を用います。

介護保険料については、介護保険事業計画(令和3~5年度)の策定の中で、介護保険事業費見込みをもとに算出されたものとなります。しかし、保険料の大幅な上昇が見込まれることから、市が保有する基金を充てることにより、被保険者の負担軽減を図り、令和3~5年度までの草加市の介護保険料としました。

65歳以上の方の保険料の納め方

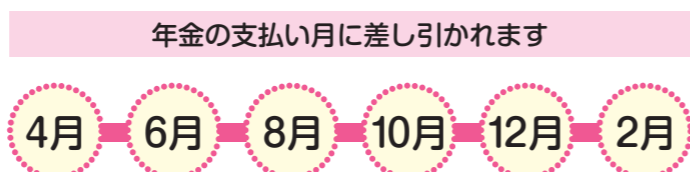
65歳以上になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。納め方は受給している年金*の額によって2通りに分かります。

*受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。

特別徴収

年金が年額 **18万円以上** の方 → 年金から差し引かれます

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて差し引かれます。年金差し引きは原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から始まります。



- **!** 本来、年金から差し引かれている「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。



- 年度途中で保険料が増額になった

➔ 増額分を納付書で納めます。

- 年金の種類が変わった
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった
- 年度途中で他の市区町村から転入した など

➔ 年金差し引きが止まり、しばらくは納付書で納めます。年金差し引きとなる際は改めて通知します。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満** の方 → **納付書** で各自納めます

- 草加市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。
- 介護保険料は、口座振替やスマートフォン決済による支払いが可能です。

口座振替

- ① 介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。（市役所での申し込みも可能です）



スマートフォン決済

- ① 「LINE Pay（ラインペイ）」、「PayPay（ペイペイ）」、「PayB（ペイビー）」のいずれかのアプリをインストールします。
- ② 納付書のバーコードを読み込みます。

※詳しい利用方法等につきましては、各アプリをご確認ください。



- **!** 年度途中で65歳になった方は年金の受給金額に関係なくその年度は納付書により納めます。年金差し引きとなる際は改めて通知します。

草加市独自の介護保険料減免制度

草加市では、65歳以上の方の負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています。申請ができる方と減免内容は次のとおりです（ただし、これまでに介護保険料の滞納がない方に限ります）。

普通徴収の各納期限までの申請で、その納期限の月以降の保険料が減免の対象となります。申請日より減免できる額が異なりますので、お早めにご相談ください。

■収入の少ない方

- **所得段階** 第1段階で要件を満たす方 → 保険料を3/4程度に軽減します

- ① 所得段階が、第1段階（生活保護受給者は除く）で、課税年金収入と合計所得金額の合計額が60万円以下。
- ② 住民税課税者と生計を共にしていない。
- ③ 住民税課税者から扶養を受けていない。
- ④ 自宅を除き活用できる資産がない。
- ⑤ 貯金額が300万円以下。

※いずれの要件にも該当する必要があります。



■退所（院）の見込みのない方など

- 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず免除します。
- 現在、介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に6か月以上入所（院）して、退所（院）の見込みがない方の保険料を所得段階にかかわらず免除します。

■保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時的に差し止めになったり、利用負担が3割または4割になったりする措置がとられます。また、滞納が続く場合は差し押さえ等の滞納処分が行われます。保険料は必ずお納めください（延滞金も付いてきます）。

1年間滞納した場合

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。給付費はあとで払い戻されます。

1年6か月間滞納した場合

あとで払い戻されるはずの給付費の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

未納期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

介護保険Q&A



Q 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

A 本人の状態が改善または悪化し介護の手に変化が生じた場合などは、認定の有効期間内であっても要支援・要介護度の見直しを申請することができます。

Q 居宅介護支援事業者とはなんですか？

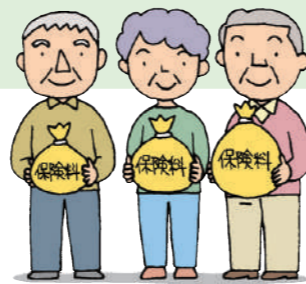
A 市区町村の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置しているサービス事業者のことです。
利用者が最適な介護保険のサービスを受けられるよう相談を受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図るなど、在宅介護の拠点となる事業者です。居宅介護支援事業者の一覧表は市役所の窓口で配布しています。

Q 要介護認定者の障害者控除とはどのようなものですか？

A 税金の申告の際に、草加市が発行する「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。
「障害者控除対象者認定書」の交付を希望される方は、介護保険課に申請してください。
※身体障害者手帳など障害者手帳をお持ちの方は、その手帳で障害者控除が受けられますので、「障害者控除対象者認定書」は必要ありません。
●対象者は次の(1)～(3)までの条件を満たす方です
(1) 65歳以上の方（64歳以下の方は、対象になりません）
(2) 要介護1～5の認定を受けている方（要支援1・2の方は、対象になりません）
①要介護1～3の認定を受けている方は、障害者控除の対象です。
②要介護4・5の認定を受けている方は、特別障害者控除の対象です。
(3) 要介護認定者本人またはその扶養者で、所得税や住民税が課税されている方

Q 介護保険料は、何歳から納めるのですか？

A 40歳から納めていただきます。
40歳から64歳までの方は、加入している医療保険と合わせて納めます。65歳をむかえると、受給する年金の額に応じて年金から差し引かれるか納付書で各自納める形になります。（個人で納め方を選ぶことはできません。）



Q 介護保険のサービスを利用しなければ介護保険に加入しなくてもいいのですか？

A 40歳以上のすべての方が加入します。
介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う制度です。介護サービスを利用するしないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入します。
介護保険料を滞納すると、未納期間に応じて給付が差し止めになったり、介護サービスを利用したときの負担割合が3割または4割になったりする措置がとられます。

Q 要介護認定を受けていますが、他市区町村へ引っ越しをする場合はどうすればいいのですか？

A 要介護認定を受けている方は、以下の手順を行うと現在の要介護認定結果が転出先に引き継がれます。
【転出前にすること】 ●介護保険被保険者証を市に返却します。
※転出先の市区町村との間で、マイナンバーを活用した要介護認定結果の引き継ぎを行いますので、従来発行していた介護保険受給資格証明書は交付されません。
【転出先ですること】 ●転出先の市区町村で認定申請の手続きをします。（転入日から14日以内）

Q 特別養護老人ホームに入所するにはどうしたらいいのですか？

A 各施設に直接申し込みます。
施設の一覧表は、市役所の窓口で配布しています。入所の対象となるのは、介護保険で原則要介護3以上に認定されており、入院加療の必要がない方です。市外の施設への入所も可能です（地域密着型施設は除く）。

Q 特別養護老人ホームの入所の順番はどうやって決まるのですか？

A 「介護の必要性の高い方を優先する」という考え方に基づいて決められています。
各施設の入所検討委員会において、「介護の必要性」の高い順に優先順位が決定されています。この「介護の必要性」は、ご本人の要介護度や介護のご家族の状況等の内容を考慮し判断されます。

Q 成年後見制度とはどのような制度ですか？

A 判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者などが安心して生活できるよう、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって預貯金などの財産管理や施設入所などに関する契約などを行い、その生活を法的に保護し、支えるための制度です。
成年後見制度には、判断能力が不十分になってから手続を行う『法定後見制度』と、判断能力が不十分になる前に手続を行う『任意後見制度』があります。
ご相談は市役所または地域包括支援センター（裏表紙参照）
さいたま家庭裁判所越谷支部（TEL 048-964-2811）・越谷公証役場（TEL 048-962-2796）
そうか成年後見サポートセンター（TEL 048-932-6788）等へご連絡ください。

Q すこやかクラブとはなんですか？

A すこやかクラブとは、概ね60歳以上の地域の高齢者が自主的に集まり、ゴルフやカラオケなどで交流を深めたり、ボランティア活動をしたりと、生きがいや健康づくりのためにさまざまな活動を行っている団体です。
会員は随時募集していますので詳しくは草加市社会福祉協議会（TEL 048-932-6770）までお問い合わせください。



Q 脳の健康度チェック（認知症検診）とは、どのようなものですか？

A 指定の医療機関に備え付けてある「脳の健康度チェック票」をご記入いただき、その内容をもとに医師が問診を行い、さらに詳しい検査が必要であるかを判定します。60歳および65歳以上の方が対象で、受診料は無料ですが、精密検査を受ける場合の費用は有料となります。今年度の実施期間、指定医療機関等につきましては、長寿支援課地域支援係までお問い合わせください。